

刈谷市一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市が発注する建設工事について、工事の品質の確保を図りつつ、入札・契約手続きのより一層の透明性・客観性及び競争性を高める一般競争入札の実施について、刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事は、設計金額が130万円を超える建設工事とする。ただし、市長が特に定めた場合は除くものとする。

(入札参加資格要件)

第3条 建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 入札参加者は、刈谷市入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札参加申込書の提出日から対象工事の入札執行の日までの間、刈谷市において入札参加資格を一定期間停止され、又はそれに準じる措置を受けていないこと。
- (2) 入札参加申込書の提出日から対象工事の入札執行の日までの間、刈谷市において「刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）」第4条第1項に規定する排除措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工事の業種について一定の建設業の許可を受け、かつ、営んでいること。
- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する額以上の工事については、一定の資格を有する技術者を専任で配置できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。

(8) その他、特に必要と認める事項。

- 2 前項に定める要件のほか、総合数値、所在地及び施工実績については、別表のとおりとする。ただし、市長が特に定めた場合はこの限りでない。
- 3 入札参加資格者を特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする場合は、刈谷市特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき結成させるものとし、前2項の規定は、共同企業体の構成員となることができる者の要件に準用するものとする。

(入札公告)

第4条 市長は、予定価格を事前公表とする場合においては、規則第8条の規定に基づく公告事項に予定価格を加えて公告するものとする。

(入札説明書の配布等)

第5条 入札説明書は、公告の写し、契約書案、条項、入札心得書、設計書、図面、仕様書及びその他の説明書とする。

- 2 入札説明書のうち、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を除く説明書については、公告後、速やかに配布を始めることとし、原則として入札執行の日前10日まで配布するものとする。
- 3 刈谷市電子入札取扱要領（平成18年11月20日施行）に基づく、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、設計図書を閲覧に付するものとする。ただし、設計図書を販売により配布する場合においては、指定する場所において対象工事に係る設計図書の概要を閲覧に付するものとする。

(入札参加申込)

第6条 一般競争入札に参加することを希望する者は、電子入札の場合を除き一般競争入札参加申請書（様式第1号）を所定の期日までに持参により提出しなければならない。

(入札説明書に対する質問)

第7条 入札説明書に対する質問書の提出があった場合には、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

- 2 質問書の提出期間は、原則として入札説明書の配布を開始した日から入札執行の日前7日までとする。
- 3 質問書の提出場所は、総務部契約検査課とする。
- 4 質問書の提出は、別に指示がある場合を除き、提出場所に持参しなければならない。
- 5 質問に対する回答書の公表は、原則として質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して3日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。
- 6 質問に対する回答書の公表の方法は、刈谷市ホームページへの掲載の方法による。

(入札の執行)

第8条 入札参加者は、電子入札の場合を除き、入札会場に一般競争入札参加申請受付証（様式第2号）及び入札公告に示された書類（以下、「確認申請書類」という。）を持参しな

なければならない。ただし、市長が事前確認を必要と認めた場合は、入札参加申込時に確認申請書類を提出しなければならない。

- 2 市長は、入札に際し、入札参加者に対して、入札書に記載される入札金額に対応する工事費内訳書を提出させることができる。
- 3 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- 4 市長は、開札後、「入札金額の低い順に入札参加資格要件の確認を行い、落札者を決定する」旨を宣言し、入札を終了するものとする。

(資格確認)

第9条 市長は、開札後、入札金額の低い順に入札公告に示す「入札参加に必要な資格」を確認し、当該要件を満たしている「適格者」が確認できるまで確認を行うものとする。ただし、第8条第1項ただし書により提出させた場合は、事前に「入札参加に必要な資格」を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、入札書及び確認申請書類により行うものとする。
- 3 入札参加資格要件の確認は、開札日から起算して原則4日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行わなければならない。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第10条 市長は、落札候補者（予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者をいい、当該入札者に入札参加資格がないと認められたときは前条第1項及び第2項の規定により入札参加資格の確認の対象となる者をいう。以下同じ。）が当該要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定の上、当該落札者に通知するものとする。又契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 第8条第1項ただし書により事前に確認申請書類を提出させた場合は、前項の落札候補者を入札参加者と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第11条 第6条及び第8条の規定により提出された書類は、返還しないものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 市長は、落札者の決定後、速やかに入札執行調書を閲覧方式により公表するものとする。

- 2 公表の期間は、公表をした日から当該日の属する年度の翌年度の末日（電子入札の場合は当該日の属する年度の末日の翌日を起算日として5年を経過する日）までとする。

- 3 公表の方法は、閲覧によるもののほか、あいち電子調達共同システム内入札情報サービスへの掲載の方法による。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(制限付き一般競争入札試行要領の廃止)

- 2 制限付き一般競争入札試行要領（平成6年5月31日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行し、同日以降に公告する競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市一般競争入札取扱要領の規定は、この要領の施行の日前に実施した一般競争入札についても適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市一般競争入札取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に実施した一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。